

◎【家屋の現況調査について】

現在、課税課資産税担当では家屋課税台帳と現地状況との照合作業を行っています。次の3つの要件を全て満たすものが、固定資産税の課税対象家屋です。

固定資産税上の家屋要件

①土地定着性

具体的には「基礎が施工されている」状態をいい、モルタル等で地面に直接施工された場合や、コンクリートブロックを並べ全体的に接合された場合を含みます。ただし、コンクリートブロックを四隅に置いてあるだけのものや、地面に直に置かれた物置等は含みません。

②周壁性

屋根があり、おおむね3方向以上を壁に囲まれていて、独立して風雨をしのげる状態をいいます。地下車庫についても構造上、周壁性があるとみなします。

③用途性

建物の目的とする居住、作業、貯蔵等の用途に使用できる状態をいいます。

上記の3要件を全て満たす家屋は、建築確認や登記の有無・築年・床面積に関わらず固定資産税の課税対象です。車庫、物置及び農業用倉庫などのプレハブ工法の建物についても同様です。

調査の結果、課税対象となった場合は、地方税法の規定に基づき、最大5年間遡って税額を修正することがあります。

当該家屋をお持ちの人には通知文でお知らせしますので、調査へのご協力をお願いします。

また要件満たす家屋を建てた際は、随時資産税担当までご連絡ください。

担当：課税課資産税担当
Tel048-424-9103(直通)

◎【各団体で総会が開催されました】

○坂下土地改良区環境保全組合

4月4日（土）、アグリパーク農業体験センターにおいて令和7年度定例総会が実施されました。

令和8年度の新たな組合長には、金子浩さんが就任し、次のとおり役員の新体制が承認されました。



組合長 金子 浩（新 生）	副組合長 井口 恒（大 一）
会 計 天野 裕正（新 生）	会 計 並木 芳則（大 一）
監 査 富岡 和樹（新 生）	監 事 井口 賢一（新 生）

○和光市農業後継者倶楽部

4月15日（水）、農業後継者倶楽部の総会が、あさか野農協和光支店の会議室で実施されました。令和8年度の新たな会長には、田中陽平さんが就任し、次のとおり役員の新体制が承認されました。



会 長 田中 陽平（西 本 村）	副会長 服部 雄大（新 生）
副会長 大熊 亨（新 生）	会 計 田中 幸太（三 協）
書 記 井口 信彦（新 生）	監 事 石田 裕輔（西 本 村）

【 埼玉県からのお知らせ】



2026年4月1日から

自転車への 交通反則通告制度(青切符) の導入

交通反則通告制度とは、一定の交通違反に対して交通反則告知書(青切符)が交付され、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行することがなく、処罰されない制度です。自転車の交通事故・違反事件数が増加する中、交通反則通告制度の導入は、道路交通法改正による実効性の発揮を期待します。

青切符の対象となる違反行為の例と反則金(16歳以上が対象)

携帯電話の使用等(保持) 12,000円	信号無視 6,000円	車道の右側通行 6,000円
一時不停止 5,000円	並 進 3,000円	二人乗り 3,000円

悪質・危険とされている違反行為、歩行者や他の車両に危険を生じさせる違反行為、警告されても違反を続ける行為は、取替りの対象となります。

自転車ヘルメットは事故が起きてからでは遅いです。

**人も車も自転車も
安全・安心 埼玉県**

埼玉県
マスコット
「コバトン」「あいたまっち」

彩の国 埼玉県